

子ども手当の地方負担問題について（報告）〈概要版〉

平成22年5月

神奈川県「国の政策と自治行財政権に係る検討会議」

検討会議設置に至る経緯

- 子ども手当について、政府は当初、全額国庫負担で支給すると明言していたが、昨年末、地方への協議がないまま22年度分の地方負担を決定し、これを立法化した。
- 神奈川県では、憲法で保障された自治行財政権に関して、専門的な観点から法制上の問題点や自治体が採るべき対応策を検討するため、本年2月、「国の政策と自治行財政権に係る検討会議」を設置した。

検討結果

【子ども手当の地方負担に含まれる憲法問題の検討】

- 子ども手当法は、憲法および憲法の理念を反映した地方財政法や地方自治法に照らして子ども手当法制の政策判断には重大な問題があり、国の財政負担軽減の見地から児童手当の暫定併存を定めるなど、立法として相当の不合理性を有する。
- このような子ども手当法により、国が一方的に地方自治体に財政負担義務を課すことは、国会による立法裁量権の範囲を逸脱し、憲法上保障された自治財政権を害するものと評価する余地がある。

【子ども手当の地方負担に対する自治体の対応策の検討】

- 22年度分の子ども手当の県費負担を拒否した上で、国地方係争処理委員会へ審査の申出をすることも可能ではあるが、県民や市町村への影響を考慮すると22年度分の県費負担をすることはやむをえない。
- その上で、国家賠償請求訴訟等の法的措置に時を費やすよりも、22年度分の子ども手当法制には憲法上の疑義があることを前提として、23年度以降の子ども手当の制度設計が適正になされるよう国と協議することを優先すべきであろう。

【“地域主権”時代における自治行財政法制の抜本的再検討の必要】

- 今回の問題の背景は、現行の地方自治システムが、全体として“地域主権”の時代に適合していないという点にある。このような事態の再発を防ぐためにも、新たな地方自治システムを展望しながら、自治行財政法制を抜本的に再検討していくことが求められる。

委員名簿

氏 名	職
座長：兼子 仁 (かねこ まさし)	東京都立大学名誉教授（行政法）
石川 健治 (いしかわ けんじ)	東京大学大学院法学政治学研究科教授（憲法）
岩橋 健定 (いわはし たけさだ)	弁護士
金子 仁洋 (かねこ じんよう)	神奈川県参与
木村 琢磨 (きむら たくまる)	千葉大学大学院専門法務研究科教授（行政法）
沼尾 波子 (ぬまお なみこ)	日本大学経済学部教授（財政学）

（座長を除いて五十音順、敬称略）

検討会議開催状況

開 催 日	検 討 内 容
第 1 回 平成22年 2 月26日	・ 今後の検討項目について
第 2 回 平成22年 3 月24日	・ 子ども手当法の自治権侵害問題について ・ 自治体行財政権の憲法保障にかかる国の法律・予算の策定と国・自治体協議法とのかかわり
第 3 回 平成22年 4 月22日	・ 子ども手当法の自治権侵害問題について ・ 報告書の骨子について
第 4 回 平成22年 5 月20日	・ 報告書のとりまとめについて